## 平成29年

# 第8回教育委員会定例会会議録

大田区役所 201·202·203会議室

## 平成29年8月4日(金曜日)午後2時から

## 1 出席委員(6名)

藤	﨑	雄	三	委	員	委員長
横	Ш	敏	男	委	員	委員長職務代理者
鈴	木	清	子	委	員	
尾	形		威	委	員	
芳	賀		淳	委	員	
津	村	正	純	委	員	教育長

## 2 出席職員(18名)

教育総務部長	水	井	靖
教育総務課長	森	岡	岡川
副参事(教育政策担当)	北	村	操
副参事(教育施設担当)	布	施	満
学務課長	杉	Щ	良樹
指導課長(幼児教育センター所長兼務)	増	田	亮
副参事	田	井	俊 行
学校職員担当課長	鈴	木	清 貴
教育センター所長	柿	本	伸二
大田図書館長	山	中	秀 一
統括指導主事	矢	部	洋 一
統括指導主事	小	林	繁
統括指導主事	木	下	健 太 郎
指導主事	古	Ш	大 輔
指導主事	中	治	謙一
指導主事	今	井	洋 登
指導主事	石	井	達也
指導主事	秋	Щ	亮

## 3 日程

日程第1 平成30年度使用小学校教科用図書採択について

日程第2 議案審議

第 14 号議案 学校教育法附則第 9 条の規定に基づく平成 30 年度使用特別支援 学級教科用図書採択について

(追加) 第 15 号議案 平成 30 年度使用大田区立小学校「特別の教科 道徳」の教科用 図書採択について

#### (午後2時00分開会)

#### ○委員長

ただいまから平成29年第8回教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、平成30年度使用大田区立小学校教科用図書採択の審議を行いますので、大田区教育委員会会議規則第14条により、教科書採択関係職員の出席も求めています。

それでは、本日の会議に出席する職員の氏名の読み上げをお願いします。

#### ○事務局職員

水井 靖 教育総務部長、森岡 剛 教育総務課長、北村 操 教育政策担当副参事、布施 満 教育施設担当副参事、杉山 良樹 学務課長、増田 亮 指導課長(幼児教育センター所長兼務)、田井 俊行 副参事、鈴木 清貴 学校職員担当課長、柿本 伸二 教育センター所長、山中 秀一 大田図書館長。指導課から矢部 洋一 統括指導主事、小林 繁 統括指導主事、木下 健太郎 統括指導主事、古川 大輔 指導主事、中治 謙一 指導主事、今井 洋登指導主事、石井 達也 指導主事、秋山 亮 指導主事、以上18名でございます。

#### ○委員長

これより審議に入ります。

本日の出席委員数は定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

本日は、定員を超える傍聴希望者がおります。

これは教科書採択への区民の関心が高まっているためだと思われます。私としては、区民の関心に応え、公平・公正な「開かれた教科書採択」を行うために、大田区教育委員会傍聴規則第5条ただし書きの「委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる」という規定により、本日の定例会における傍聴人の定数を90名に増員し、その範囲で、傍聴を希望された方に傍聴を許可したいと考えます。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(「はい」との声あり)

#### ○委員長

傍聴を許可することといたします。

(傍聴者入場)

#### ○委員長

委員長の藤﨑です。よろしくお願いいたします。

傍聴の方にお願いいたします。大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は議場における言論に対して批評を加え、または拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

次に、会議録署名委員に尾形委員を指名いたします。よろしくお願いします。 それでは、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

#### ○事務局職員

日程第1は、「平成30年度使用小学校教科用図書採択について」でございます。

#### ○委員長

それでは、平成30年度使用小学校教科用図書採択の審議を行います。

前回、第7回定例会において、教科用図書調査委員会、江森委員長から調査報告がありました。各委員には、教科用図書をお読みいただくとともに、調査報告及び区民・学校意見を参考に、真摯に調査・研究を進めていただいたことと存じます。

今回の教科用図書採択の審議対象は、「特別の教科 道徳」1教科です。

それでは、審議を行ってまいります。発行者は8社あります。委員の皆様、ご意見をお 願いいたします。

## ○教育長

教育委員の津村でございます。

私は「B」社を推薦したいと思います。理由について申し上げます。

道徳教育については、今までもその要として道徳の時間が設けられており、国や都の教材集の活用をはじめ、各教員がそれぞれ創意工夫を凝らしながら授業を行ってきた経過がございます。

具体的には、問題解決的な学習や役割演技などの疑似体験的な学習も取り入れ、効果的な授業を実施してきました。そこで、今回、教科化されるにあたり、それまでの授業者の授業実践の蓄積、特に、これからの道徳教育に求められる考え・議論するという面での実践の蓄積を生かして、さらに発展させていく必要があります。

加えて、文部科学省の説明では、教員が学習指導要領の改訂の趣旨をしっかり把握した上で、学校の実態、児童・生徒の実態を踏まえ、授業の主題や狙いに応じた適切な指導方法を選択することが重要としており、本区の場合は地域が多様であり、またその地域に暮らす子どもたちも多様であることから、その実態を踏まえた教員の柔軟な指導観に基づいた授業実践を行う必要があります。

ただ一方では、道徳の授業に不慣れな若手の教員などもおり、教科化される道徳の授業 実践に比較的容易に取り組め、かつ考え議論するというこれからの道徳授業の目指すべき 方向にしっかり導いてくれる教科用図書が求められてもいます。以上を勘案しますと、私 はそれら両方のニーズを満たせる教科用図書が適当と考えます。

その視点から、候補となる教科用図書を調べてみますと、初めに結論が書かれていたり、発問が多く掲げられている教科用図書は、初心者にはよい反面、指導実績のある指導者には制約となってしまうおそれがあると思います。

発問については、2問程度であれば、指導実績のある授業者への制約にはならないと考えますが、なお、分冊で読み物教材と発問が分けられていれば、両方の授業者のニーズに対応しやすいと言えます。そのような理由から私は「B」がよいと判断をいたしました。

なお、「B」社の教科用図書のうち、『読みもの』については、それぞれの教材に出典が明記されており、関心が持てた教材については、原典にあたり学びを広げることができること、また別冊の『活動』は『読みもの』に掲載されている教材が道徳的価値の内容項目ごとにまとめられているため、児童が複数の教材ごとの発問やそれに対する自分なりの答えを俯瞰して、問われている道徳的価値についての理解を深めやすく、さらにそこから発展して考えや議論を広げる工夫がされています。

また、大田区にちなんだ話題としては、別冊『活動』の第5学年のコラムで、大田区ゆかりの書道家、金澤翔子さんが取り上げられている点も評価できます。

私からは以上です。

#### ○委員長

ありがとうございます。

## ○鈴木委員

鈴木清子でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうは、具体的に少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、道徳教育の目標ですけれども、一般に自己の生き方を考え、主体的な判断の基に 行動すると。そして、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる 道徳性を養うとしています。

教科書を見せていただきまして、全ての児童にとって学びやすいことは大前提でありまして、教師にとっては年間指導計画を基にしながら、使いやすさと自らの指導方法の資質向上を図れることが大切であると思っております。教科用図書調査委員会の資料等々を参考にしながら検討をいたしました。

具体的に申し上げますと、まず、全社に共通して載せてあるものがあります。このことについては、まず一つ目が自分のこと、そして他者のこと、そして集団や社会、生命や自然、崇高なものとの関わりなどが配列されております。

二つ目としては、学習の見通しを持たせるためのページがあるということ。そして、内容の中では、オリンピック・パラリンピックやいじめの問題、そして情報モラルに関する資料も全社に掲載されております。まずは、これらの全社の内容比較をし、「A」「B」「E」「G」の4社に絞り込んでみました。

そして、次に「F」社を除いてユニバーサルデザインに配慮されておりますけれども、他教科との関連仕様とそのわかりやすさや、自由な発想や活動を抑えることのないよう、発問の量と質はどうなのかという部分ですね。それと、児童の負担も考慮して、冊子の大きさですとか、厚さ、重さ等を考えて、全体構成や補助教材の分量は適当であるのかどうか。また、定まった時間数の中で、分冊や資料の多いものに関しては、どう活用していくか教師の力量を問われることから、できれば私自身としては、分冊ではないほうがいいのかなと感じました。

他の教科書とあまり大きさは変わらない判型で、あまり重くないほうがよく、表紙絵や 挿絵、またその色調や表現など、視覚から入る興味深さもプラスして評価をいたしまし た。

そして、『読み物』には同じ題材のものがありますけれども、言葉、文章、イラストでの表現も比較して、次に「A」「B」「E」の3社に絞り、評価のよい点が多い「A」を推薦することにいたしました。他の方とも多分重複するところもあろうかと思いますが、抜粋して5つほど申し上げたいと思います。

まずは、先ほど申し上げたように、1冊であるということと、『読み物』として内容及 び挿絵のタッチや色彩が豊かで、楽しいものであること、そして、発問ですが、一貫して 「A」は2問の発問で、これはあまり多過ぎないということですね。そこから発展する余裕があるということでございますけれども、中学年以降は、振り返りの発問もあるけれども、押しつけることなく、自ら考え、互いに話し合う活動へ転換できることを感じました。

中学年では、巻末のほうに「つながる 広がる」として、自然文化、そして短歌、伝記、詩集を読んで人物の生き方を考える活動につなげています。他教科との関連づけもしっかりできているということです。

そして、これは自分が感じたことですけれども、6年生の教科の中で、多摩川を題材とした『タマゾン川』という読み物があるのですけれども、これには写真、挿絵、文等の全体構成も非常によく、児童にとっても興味深い内容であると思っています。この『タマゾン川』という名前なのですが、非常に楽しい名前の、可愛く付けていただいたなと思って、多摩川とアマゾンということからとったのだろうと思いますけれども、そんな楽しい部分もあったということです。

そして、四つ目には、各学年に「いじめのない世界へ」というページがあり、いじめに特化した資料が掲載されております。これについては、今、非常に課題でございますけれども、このことについては、できるだけ広く、子どもたちのみならず、保護者も含めて一緒に考えていただくというような形をとっていただければいいのかなと思っております。

最後に編集内容なのですが、編集については、この「A」については、非常にたくさんの方が関わっておられます。特別支援教育の関係や視覚問題などにも配慮して、写真から挿絵に至るまで、様々な分野の方々が関わっているということでございます。

抜粋して申し上げましたけれども、この中で「A」を最終的には推薦したということでございます。

以上でございます。

#### ○委員長

ありがとうございました。

#### ○芳賀委員

芳賀でございます。私は、結論としては「A」がよいと思いました。

私が判断するにあたって注意しなくてはいけないなと思っていたのは、道徳の教科書というのは、いわゆる偉人伝ですとか、美談のようなお話が比較的多く取り上げられているのですけれども、それを読んだときの違和感であるとか、もやもやとした感じを大切にしないといけないのだろうなと思っていました。

この人はすばらしい、この主人公はすばらしいというような形で、教室が一色に染まるような感じには、余りならないほうがいいのではないかと。やはりもやもやとしたもの、 違和感みたいなものを自分の中で落とし込むというところで人間が育つというか、そういう道徳的な感情が育つというところがあるのではないのかなと思っておりました。

また、一色に染まってしまうと、子どもは概して答えをあっという間に見つけてしまいますので、「あ、こういうふうに言っておけば褒められるのだ」というふうになってしまうのも困るなと思っております。

それで、道徳の教科書の場合には、8社あるのですけれども、各社の教科書、実は共通 の作品が比較的多く載っているのですね。その共通の作品の扱われ方の違いというような 点で比較してみました。

例を挙げます。『手品師』という作品があります。これは小学校5年生、あるいは6年生のいずれかで8種類の教科書全てに挙がっています。要するに、売れない手品師がいました。仕事がないものですから、ある日、道で恵まれない子どもに手品をやってあげたら非常に喜ばれた。それで、どうせ仕事がないのだから明日もやってあげるという約束をした。ところが、その日の夜、友人から電話がかかってきて、すごく大きな仕事があるのだぞ。おまえの将来がいいほうに変わるかもしれないぞと言われた。だけれども、子どもとの約束があるということで、結局その手品師は迷ったのでしょうけれども、子どもとの約束をとって、翌日子どもの前で手品をするシーンがありましたというところで終わる。そういう作品です。

これを読んで私が考えたことは三つありました。

一つが、これは手品師と道端の子どもという設定になるから若干わかりにくくなっているのですけれども、基本的にはこれは各ご家庭で、日曜日に遊園地に連れていってやるよと約束をした。ところが、お父さん、お母さんにお仕事が入ってしまった。それで行けなくなってしまったという状況とほぼ一緒なのですね。それで、多くのお父さん、お母さんは、お仕事をとられる場合もあるのでしょうと思うのです。要するに、ここで言う手品師のほうが誠実だということになってしまうと、普通のお父さん、お母さんは、不誠実ということになるの?というのが少し違和感があったところです。

二つ目。これはどの教科書を見ても、皆さん、この場面での手品師の気持ちを考えてみましょうという、手品師のスタンスから考えましょうとなっているのですが、私は、子どもの気持ちはどうなったのでしょうと考えました。

要するに、何も知らなければこの子どもは単に手品を喜んでいるただの子どもです。だけれども、後で実は自分のために仕事を断ってくれたということを知った場合の子どもはどんなふうに思うだろうかと考えました。もちろんその子どもは、ああ、仕事よりも自分のことを大事にしてくれたのだと言って喜ぶ気持ち、あるいは、自分のことを大事にしてくれているんだなと思う気持ちもあるでしょう。ただ、それとはまた別に、何だそれなら言ってくれればよかったのではないかという気持ちもあるでしょう。要するに、別に手品を見せてくれるのは、他の日でもよかったんだしという気持ちもあるかもしれません。あるいは、ひょっとしたらこれによって、その手品師の人生が大きくいい方向に変わるかもしれないのに、自分が邪魔してしまったのではないかという申し訳なさみたいな気持ちもあるかもしれません。あるいは、自分がその手品を喜んで見ていたときの手品師の気持ちをおもんばかったり、あるいは自分が知らなかったために、他人の人生を左右してしまったという怖さというか、恐れみたいなものを感じるということもあるかもしれません。

この素材は非常におもしろい素材で、子どもにも焦点を当てるとおもしろいのになと思っているのですが、全教科書、手品師のほうに焦点が当たってしまっているというのがもったいないなとも感じたりしておりました。

三つ目が、この『手品師』という作品は、40年くらい前に当時の文部省が道徳用の教材でお作りになった作品のようです。ですから、インターネットで調べると非常にたくさん

指導案があります。先生方が大変ご苦労されているのだなというのがよくわかります。

やはり先生方としては、さっき私が言ったような、自分の家だったらどうだったのかとか、子どもの気持ちを考えてみましょうみたいなことまでやる余裕がないみたいなのですね、指導案を見ると。45分の授業の中に、まずは教科書を読んで、それで発問をして、先生方というのは、一つこの授業ではこれを勝ちとるんだみたいなテーマを設定して、それをとらないといけないというふうに、どうも指導案はそういうふうにお作りになっていらっしゃるようなので、いろいろなことを、私がさっき言ったもやもやしたものを全部消化するという授業は、なかなか大変そうだというのはよくわかりました。

ただ、それでも子どもが自分で自由に考えられるという機会みたいなものは、できるだけ残してあげたいなと思いました。

それで、何で「A」にしたかと言いますと、要するに教科書によっては、この『手品師』の項目の中で、例えば、「誠実に生きるとはどういうことでしょうか」ということで、手品師の生き方が誠実だという方向の発問とか、そういう問題設定みたいなのをかなり明確に書いていらっしゃる。それはこの作品に限らず、その教科書、教科書の個性としてそういうものが出てきているということです。

では、「A」はどうなのかと言いますと、「A」もやはり「手品師の気持ちを考えてみましょう」というところはあるのですけれども、ただ、さっき言ったような現実問題としての先生方の指導の方向性を見ると、何か一つくらいないとまずいのかなという発想もありますし、またこれはほめ言葉なのですけれども、このくらいならそう邪魔にならんかという感じもいたしまして、「A」くらいの書き方ならいいのではないのかなというのが私の判断でした。

他にも先ほど鈴木委員がおっしゃったような、余り大き過ぎる教科書というのは机でかさばり過ぎて、私もいかがなものかなと、学校公開に行くたびに思っておりました。もう一回り小さくてもいいかなと内心思わなくてもいいのですけど、「A」くらいもあり得るなと、そのように思ったりもしておりました。

以上でございます。

#### ○委員長

ありがとうございます。

#### ○尾形委員

尾形です。

私は以下の理由を総合して「A」社を推薦いたします。

第1は、私は「特別の教科 道徳」の授業で大切なことの一つは、道徳的諸価値の理解と考えます。道徳的諸価値理解とは、ねらいとする道徳的価値理解は大切であること、そして、大切であるが道徳的価値理解の実現は容易でないこと、道徳的価値理解に関わる考え方、感じ方は多様であることを学ぶことです。ですから、子どもがねらいとする道徳的価値に対する諸事象などを自分との関わりを実感しながら学ぶことです。子どもが諸問題を自分事として捉え、自分の生活や体験等に基づいて考えることです。

そのためには、中心発問が重要になってきます。「A」社は子どもの心を揺さぶる教材

や身近な教材が豊富です。また、展開の前段、教材を用いてねらいとする道徳価値の追求、把握の段階で、中心発問を一つに絞って掲載されておりとてもよいです。

その中心発問は、子ども一人一人のそれぞれの価値観が反映された発言が出やすいようになっています。例えば、4年の『雨のバスていりゅう所で』では、「知らぬふりをして、まどの外をじっと見ているお母さんの横顔を見て、よし子はどんなことを思ったでしょう。」との中心発問があります。自分の行いを振り返ろうとしているよし子の心情について、自分との関わりで考えさせ、価値理解を深めさせようとしています。

第2は、「特別の教科 道徳」の授業は、ねらいとする道徳的価値に照らし合わせながら、自分自身を振り返る学習でもあります。授業の展開では、前段で教材を通してねらいとする価値の追求、把握を行います。後段では、教材から離れて、ねらいとする道徳的価値に照らし合わせて自分を振り返ります。この流れがとても大切と考えます。自分自身を振り返るとは、子ども一人一人が、ねらいとする道徳的価値に関わる行為、考え方、感じ方はどうであったかを具体的に振り返ることです。

「A」社では、中学年以降では、前段での中心発問を一つ、後段での振り返りの発問を一つに絞って精選掲載されています。教材での話し合いや考えの深まりに合わせて、ねらいとする道徳的価値について、自分の考え方、感じ方を自覚する発問が用意されています。この前段で1問、後段で1問が大切と考えます。

私は、大田区、大田区外でたくさんの道徳の授業を見させていただいております。道徳の授業を見ていると、前段の部分に時間をとり過ぎ、後段で軽くなるという傾向を考えると、とてもよいと考えます。教材で追求した特定状況下だけでなく、様々な場面、状況下での道徳的価値の自覚を深めるために、教材から離れて自分の生活全般に目を向ける発問は大切と考えます。

第3は、先ほど述べましたが、私は多くの学校で道徳授業地区公開講座での講演、道徳の校内研究で道徳の授業の講師をさせていただいています。また、数え切れないほどの大田区や大田区外の道徳の授業を見させていただいてもいます。その中で、教材にあるイラストや挿絵などは、授業の中で上手に活用して、児童の興味関心を高めるとともに、道徳的価値を気づかせるためにとても重要であると実感しています。

「A」社では、イラストや美しい挿絵が適切に工夫されていて、児童の興味関心や授業のねらいに迫るように工夫されています。また、中心発問や中心発問に迫っていくための基本発問に必要なイラスト、挿絵が用意されています。

例えば、4年の『雨のバスていりゅう所で』では、中心発問で並ぶときの決まりについて気づくことができない場合には、挿絵を使って状況を考えられるようになっています。 イラストや挿絵と発問をつなげて編集しております。挿絵やイラストを活用して、場面絵を提示することで、興味関心が高まり、深く考えます。

第4は、「特別の教科 道徳」が設置された背景に、いじめ問題への対応があります。 大田区教育委員会は、「おおた教育振興プラン2014」を策定し、豊かな心を育むアクションプランを立ち上げ、教育委員会、学校、家庭、地域が連携、協力して、いじめのない楽しい学校づくりを進めております。

「A」社では、いじめ問題について、全学年で重要項目として取り上げ、確実にいじめの学習ができるように工夫されています。いじめへの学びを通し、いじめをなくすための

力が身に付くようになっております。また、「親切、思いやり」「友情、信頼」「節度、節制」「正直、誠実」「規則の尊重」などで、いじめをしない、許さない心を育む教材が豊富に用意されております。さらに、今日的課題である多様な観点から、情報、モラル、安全、防災の教材が用意されています。この1時間1時間の営みが学校生活の要となり、「おおた教育振興プラン2014」の実現につながっていくと思います。

第5は、「特別の教科 道徳」の標準授業時数は、第1学年で34時間、第2から第6学年は35時間であります。現在、大田区の学校では、休みの多い曜日である月曜日を外すなどの工夫をし、どの学校も週1時間設定し、確実に授業を行っております。道徳科は年間授業時数が少ないので、道徳の授業の特質、全体のページ数、教材数、教材文の長さ、発問数、本の大きさ、別冊の有無、ノートの有無などを含めて考えることが重要であると思います。そのことが「考え、議論する道徳」と言われる主体的、対話的な深い学びにつながっていくと考えております。それらを総合的に検討すると、「A」社が大田区の子ども、教師の実態に合っていると考えます。

第6は、「A」社は多くの子どもにとってわかりやすい色使いをするなど、ユニバーサルデザインに配慮されています。子どもの発達段階に応じて、読みやすい字の大きさ、字体や字の間隔、美しくきれいな挿絵など、見やすい、読みやすいレイアウトになっております。

第7は、大田区や大田区外の小中学校の道徳の授業をたくさん見てまいりました。「A」社は、私が授業を参観して、今までも使っていた効果的なよい教材が多く入っています。先生方も慣れ親しんでおり、指導事例も豊富にそろっており、先生方が活用しやすいと考えます。

以上です。

#### ○委員長

ありがとうございます。

#### ○横川委員

横川敏男でございます。

私は、最初から結論を申し上げますと「A」社を選びました。理由を申し上げます。

今回、道徳の教科書を使う目的としては、自分を見つめ、物事を多面的に自分で考える ということが目的でございます。そういう観点から考えますと、子どもに自分で考えさせ る、自分で考えられるような教科書ということになると思います。

つまり、考えさせる発問、問いが十分にあること。それから、考える余地が限定的にならないような教科書。つまり、考え方を誘導するような発問は避けたほうがいいということから選びました。

以下、ちょっと箇条書きで申し上げますが、1番、児童が自由に考えられる問題がいい。「A」の教科書で6年ですが、「あなたにとって『自由』とはなんだろう?」という発問ですね。問題を見つけて、自分で生徒自らが考えるという力、これは他にも散りばめられてはおりますけれども、特に「あなたにとって『自由』とはなんだろう?」という発問、これが非常に子どもにある意味自由ということを考えさせるということで、非常にわ

かりやすく、なおかつ自分の意見を述べさせやすいというようなことが感じられました。 それから、2番目。現場の先生方が使いやすい、授業を進めやすいという観点ですね。 私がもし自分が大田区の小学校の先生だったらどういうふうに道徳を教え、どうやったら 自分が教えやすいだろうか。そういう観点で教科書を考えました。私自身は学校の先生で はないのですけれども、そういう観点からすると、以下、述べるような理由ですね。ま ず、あまり分量が多いものは避ける。先ほどから各委員がおっしゃっていますけれども、 あまり分量が多いと、多分、私としてもそれにとらわれて時間がなくなってしまったり、 とらわれた授業になってしまうのではないかなというふうに思うわけでございます。

それから、子どもたちが見やすい教科書のほうが教えやすいということ。それから、発問のよいもの、それから活動に強く導いているものは避けるということで、先ほどから申し上げているところでございます。

特に、先ほどから考える余地が限定的になってしまわないような教科書というところですが、登場人物がなぜその行為に及んだのか、なぜある価値が重要なのか、これを自分で考えさせるということが大事ではないかというふうに考えました。そういう意味で、「A」社の教科書は非常に適しているのではないかと思います。

それから、もう一つ、これはあまり重要なことではないのですが、できれば子どもたちの興味を引くために、大田区の関連のことが載っているものがいいのではないか。先ほどから意見が出ておりますけれども多摩川の話、これは私自身が読んでも非常に関心のあるお話でした。アマゾンにいる魚が多摩川にいたというお話で、非常にわかりやすく、たぶん子どもたちの興味を引くので、私が教師だとしたら、非常に話を持っていきやすいということであります。

以上の観点から、私は「A」社を選びました。

#### ○委員長

ありがとうございます。

藤﨑です。

今回、1年生から6年生の教科書8社分を全て読むのにはすごく時間がかかるのですが、とにかく目を通しました。感想としては、読めば読むほどわけがわからなくなってくる。どういうことかというと、特定の1社がすばらしいというのではなく、ここはこっちがいい、ここはこっちがいいと必ず出てくるのです。それは題材も発問の納得度も1社だけが飛び抜けているわけではないという中で、自分がもう一度整理しなければいけないと思ったのは、道徳というのは授業だけで身につけるものではないというのが前提だということです。それなのになぜ道徳という授業を持つのかということを再考しました。

例えば、ルールを作りました。ルールを守らせましょう、守りましょう、守らないとだめですよね。これは道徳ではなくて生活指導。ルールを作りましょう、みんなの意見を集めて作りましょう。これって学級活動。では、道徳ってどんなのかというと、さきほど芳賀委員がおっしゃったように、もやもや感を持ち、とりあえず大きい方にならっておけばいいやと迷ったり、自分が主張したいことを考えたり、すっきりしないところも、どう自分の中で他のものと関連付けながら考えていくのかを、週に1回立ち止まって、いろいろ自分のことに照らし合わせながら、ないしは自分が知らないことを見つけながら新しい考

えや感じ方を持つことに意味があるのだと整理しました。その際に道徳の授業に求められるものは、まず地域や学校の実態に即していること。子どもの発達段階、特性がちゃんと考慮されていること。加えて教師自身の創意工夫が育まれないといけないのだと思います。

大田区の実態を考えたときに、小学校5年生のアンケート結果の、特徴として、いいところもたくさんあったのですが、「じっくり考える」ことがちょっと弱い。我慢をするということにあまり慣れていない。それから、生活習慣の乱れがある。自己肯定感が低い等がありました。これは多分に彼ら独自の問題に留まらず、親だったり、先生だったりの背中を見ながら、ここまではいいんだなとか、これはやらないほうがいいかなという判断が積み重なって出来たものだと思います。だとすると、道徳の時間って児童だけではなくて、一緒に教師も新しい発見がないといかんのだろう。できれば、家庭も巻き込んだほうがいいんだろうなということも考えました。

加えて、言葉は慎重に選ばないといけないのですが、やはり教師自身の力量というものもあるわけで、経験が多い方、そうでない方ということになると、教科書への依存度が変わってきます。全てが網羅され過ぎていると自由度が減ってくるし、あまりにも自由度が多過ぎると、今度は独断で進めてしまう人というようなところがありますので、先ほど読めば読むほどと言ったのですが、一応、私の中では一通り目を通した後、集中的に3年生、4年生、つまり巷間「10歳の壁」とか、「ギャングエイジ」と言われている彼ら。ここをしっかり抑えないと、高学年になったときにさらに揺れるという学年に相当注目をして、教科書を再度見ていくことにしました。

あとは、自分自身が気をつけないといけないなと思ったところは、即効性を求め過ぎないということを、念頭に置きました。

また、45分の授業を完結させないといけないと思ったので、文字量、難解な文章というのは、極力避けるべきというのも考慮に入れました。

このような前提、考え方ということに照らしつつ、最終的に判断材料としたのは、繰り返しになりますが、児童のみでなく、教師や保護者がともに道徳授業を通して一旦立ち止まって、心を磨くことができる教科書を探すことです。

教師の力量差、経験差を考えて、教科用図書への依存度の幅がある程度広いほうがいい。それから、先ほど申し上げた生活指導や特別活動のほうに踏み込み過ぎた、活動まで狭めるような誘導にはなっていないほうがいいとの観点に絞り、発問の自由度と適度な量、活動をあらかじめ誘導していないこと、保護者をも巻き込もうとしていること。この軸を中心に見て、「B」社を選びました。

「B」社唯一だったのが、「保護者の方へ」という呼びかけ、この学年では何をやるのか、それに付随した教材はどこにあるのかが提示されていました。これを読むか、読まないかは残念ながら家庭教育に委ねることになりますが、要は、家に帰って食事をしながら話題になってほしいなという願いもありました。教師も保護者も一緒にもやもや感を持ちながら、逆に子どもの発問で新たな想像がされていくということもあればいいなと思っておりますので、ここまで述べた軸、背景、前提を以って、僕は分冊にはなっているのですが、「B」社を選ばせていただきました。

私の意見は以上です。

それでは、審議のまとめをいたします。

それぞれの委員の皆様、どうもありがとうございました。いろいろと時間をかけていただいたと思います。

今の審議の結果、「A」社を評価する意見が多かったように思います。「B」社を評価する意見もございましたけれども、1社に絞るとしたら、評価する意見が最も多かった「A」社であろうと思います。「A」社がよいということでまとめてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

## ○委員長

それでは、「特別の教科 道徳」につきましては、「A」社といたします。 以上で、教科書採択についての審議を終了いたします。

では、ここで約15分間、時計では3時20分まで一旦休憩を取ります。

指導主事は退席をしてください。ありがとうございました。

( 指導主事退席 )( 休 憩 )

## ○委員長

それでは、再開いたします。

日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

#### ○事務局職員

日程第2は「議案審議」でございます。議案を読み上げます。

「第14号議案 学校教育法附則第9条の規定に基づく平成30年度使用特別支援学級教科用図書採択について」

なお、休憩中に議案の追加提出がありました。

「第15号議案 平成30年度使用大田区立小学校「特別の教科 道徳」の教科用図書採択について」

以上、2件でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

#### ○委員長

それでは、議案審議に入ります。

先ほど審議いたしました、小学校教科用図書採択に関する追加議案、第15号議案から審議したいと思います。

では、第15号議案について、事務局職員の説明を求めます。

#### ○教育総務課長

第15号議案 平成30年度使用大田区立小学校「特別の教科 道徳」の教科用図書採択について説明をいたします。

平成30年度使用大田区立小学校教科用図書については、7月19日の第7回教育委員会定例会において、教科用図書調査委員会委員長から調査報告をいただき、本日の定例会でご審議をいただきました。

ここで本案を議案として提出し、平成30年度使用大田区立小学校教科用図書の採択をお願いしたく存じます。

平成30年度使用大田区立小学校教科用図書については、発行者は東京書籍、書名は『新 しい道徳』でございます。

以上でございます。

#### ○委員長

ただいまの説明に対してご意見、ご質問はございますか。よろしいですか。 (「なし」との声あり)

#### ○委員長

それでは、第15号議案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」との声あり)

#### ○委員長

第15号議案について、原案どおり決定いたします。 次に、第14号議案について、事務局職員の説明を求めます。

#### ○教育総務課長

第14号議案 学校教育法附則第9条の規定に基づく平成30年度使用特別支援学級教科用図書採択について説明いたします。

大田区教科用図書採択要綱第14条には、第1項において「区立学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書については、区立学校の通常の学級で使用する教科用図書を使用する。」、第2項において「前項の規定に関わらず、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を使用する必要があると教育長が認めた場合は、特別支援学級設置校の校長会が審議し、適切と考える教科用図書を教育委員会へ報告する。」とあります。

なお、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択期間については、児童・生徒の実態により一層対応した教科用図書を選定するために、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条」の規定からは除外されており、4年間によらず採択しているものです。

教科用図書の選定については、指導課長から説明をさせていただきます。

#### ○委員長

お願いします。

#### ○指導課長

特別支援学級で使用する教科用図書の選定について説明をいたします。

各設置校の児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容、文字、 表現、挿絵、取り扱う題材であること、可能な限り系統的に編集されており教科の目標に 沿う内容を持つこと、特定の題材、または一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書、図鑑類、問題集等は適切でないので除くといった観点のもと、特別支援学級設置校の校長会が、東京都教育委員会の特別支援教育教科書調査研究資料、各設置校の意見を踏まえた上で、適切と考える教科用図書として選定をいたしました。選定された図書の一覧は別紙のとおりです。ご覧ください。

説明は以上でございます。

#### ○委員長

今、各委員のお手元に一覧があると思うのですが、ただいまの説明に対してのご意見、 ご質問はございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

## ○委員長

それでは、第14号議案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」との声あり)

#### ○委員長

では、第14号議案について、原案どおり決定いたします。

これをもちまして、平成29年第8回教育委員会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後3時25分閉会)

右、平成29年第8回教育委員会定例会の経過を記録し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

平成29年 月 日

委 員 長

委 員